

第5章 計画の推進体制

1) 計画の推進

健康づくりは、市民一人ひとりの取り組みだけでなく、行政をはじめ関係機関や地域など、様々な主体が連携して支えていくことが大切です。

そこで、保健分野だけでなく、福祉、保育、教育、経済など、様々な分野の機関が連携し効果的に取り組みを推進するため、庁内関係部署から構成される『豊中市健康づくり計画推進会議（仮称）』を設置し、市民の健康づくりを支援します。

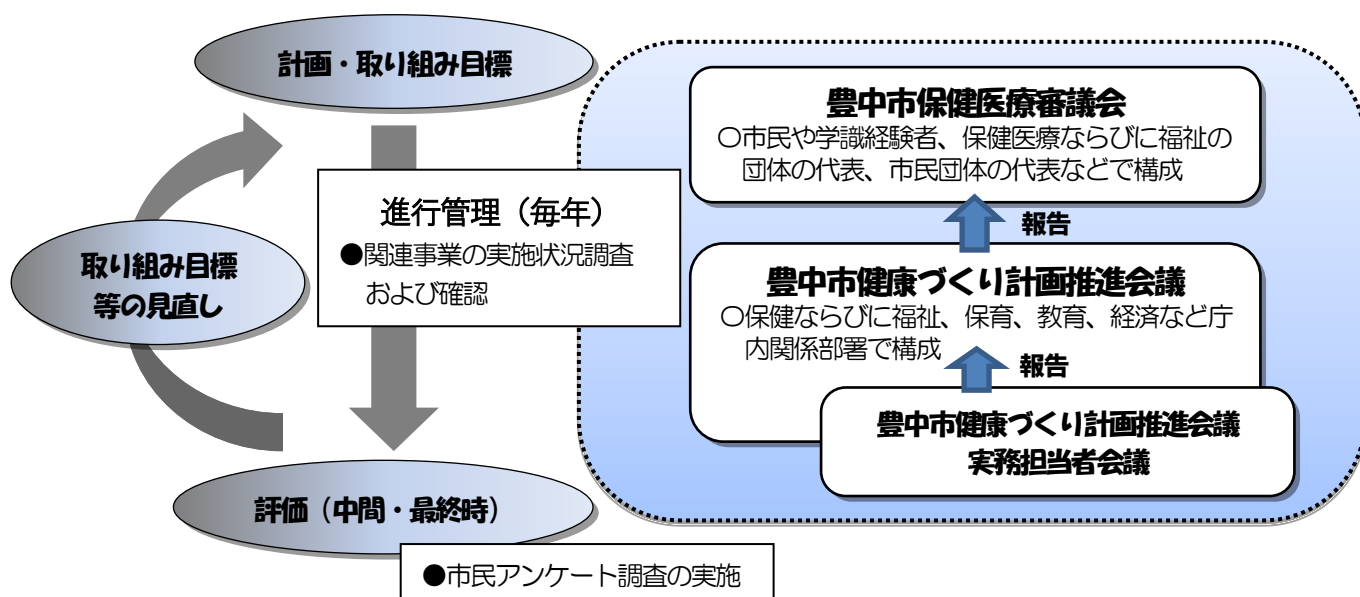
また、市民や学識経験者、保健医療ならびに福祉の関係団体の代表、市民団体の代表などから構成される「豊中市保健医療審議会」において、本計画の取り組み状況を報告し、意見交換や課題の検討などを行いながら、さらなる取り組みの充実が図られるよう進行管理を行います。

2) 計画の点検・評価

本計画において設定した取り組み目標や数値目標については、その達成に向けてその進捗状況を適宜把握・点検する必要があります。

本計画の施策体系に基づき、行政や関係団体等が行う“健康づくりに関連する”事業について、定期的実施状況を把握することで、取り組みの進捗状況を確認・評価していきます。

また、数値目標については、アンケート調査等により必要なデータを収集し、評価及び結果の公表を行っていきます。



3) 計画の周知

本計画の内容について、分かりやすく紹介するパンフレットなどを作成するほか、市のホームページや広報とよなか、ケーブルテレビ等、様々な媒体を通じて積極的に情報発信するとともに、効果的に情報提供できるよう、年齢や性別等を考慮するなど工夫をしながら、広く市民への周知を図ります。